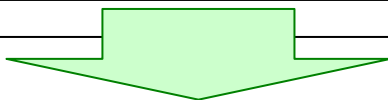
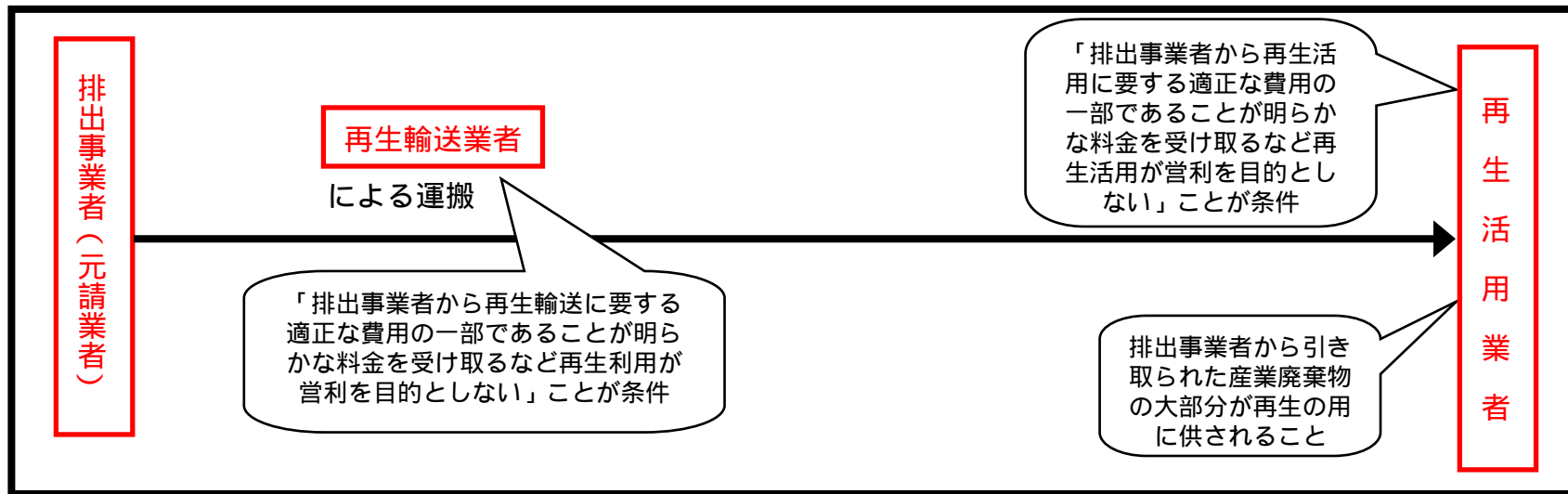


千葉県モデル事業について

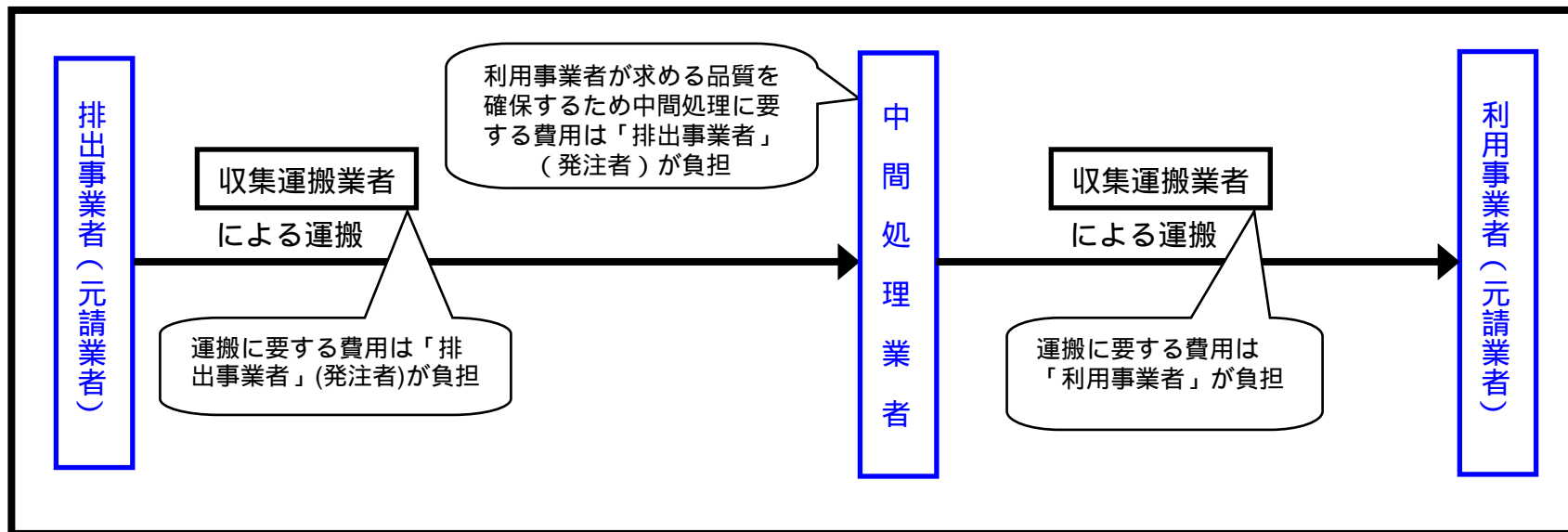
 個別指定制度の対象

現行



 知事認定制度の対象

モデル事業



今回のモデル事業は、建設汚泥が排出される工事及び、再生利用する工事は共に千葉県発注工事である。

千葉モデル事業の特徴

中間処理施設を経由した個別指定制度について

排出現場または利用現場に、建設汚泥の改良機器を設置する十分なスペースが無い場合に、個別指定制度を利用した再資源化を実施するには、中間処理施設を経由する必要があるが、千葉県では認めていない。

他県の状況

中間処理業者を経由した個別指定については、関東地方の1都6県5市においても、認めている行政は4行政と少ない。[次ページ参照]

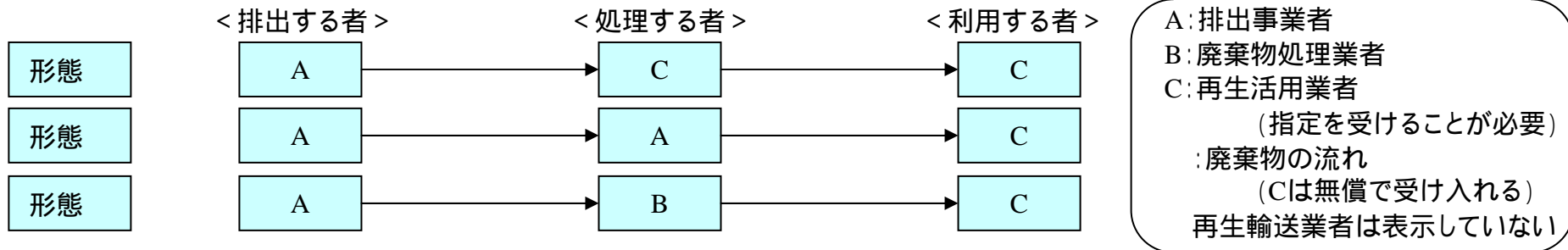
モデル事業の実施

千葉モデル事業によるメリット

業の許可をもった中間処理業者を活用し、利用用途に応じた品質に改良した建設汚泥を無償で利用現場に提供することが出来る。

中間処理業者を活用した個別指定制度についてのアンケート結果

設問：『個別指定』を活用して有効利用する場合、その形態は下の3パターンが想定されます。それぞれのケースについて『個別指定』を認めますか？ [平成16年度関東地整調査]



自治体名	個別指定制度に関する考え方
東京都	排出する者は「発注者」のみ、処理する者は「元請業者」のみ、利用する者は「発注者」のみに認めている。
神奈川県	具体的な事例がなく、これまで個別指定の取り扱いについて検討していないため、現時点では上記のケースについて個別指定を認めるかは不明。
埼玉県	形態 認めていない。 形態 公共工事のみ認めている。 形態 認めていない。
栃木県	形態 : 処理するもの Cについて個別指定が可能 形態 : 個別指定不可(Aが自ら処理し、Cに有価譲渡と考えられる) 形態 : 個別指定不可(Bが処理し、Cに有価譲渡と考えられる)
山梨県	個別指定制度は行っていないが、行った場合 と は対象になると考える。 については事案により検討を要する。
長野県	すべての形態で認める。
群馬県	個別指定の形態について具体的な検討はしていないが、認めるとしたら「形態」。
横浜市	具体的な検討を行っていない。
川崎市	事例がないので分からないが、形態 については認めると考える。
さいたま市	いずれのケースも個別指定の対象とする。ただし、公共工事以外は認めていない。
千葉市	形態 は認められる。形態 、 は場合によっては認める。
宇都宮市	すべてのケースで認めることができると考えられる(事例なし)。

過去に1事例のみ形態の実施事例あり